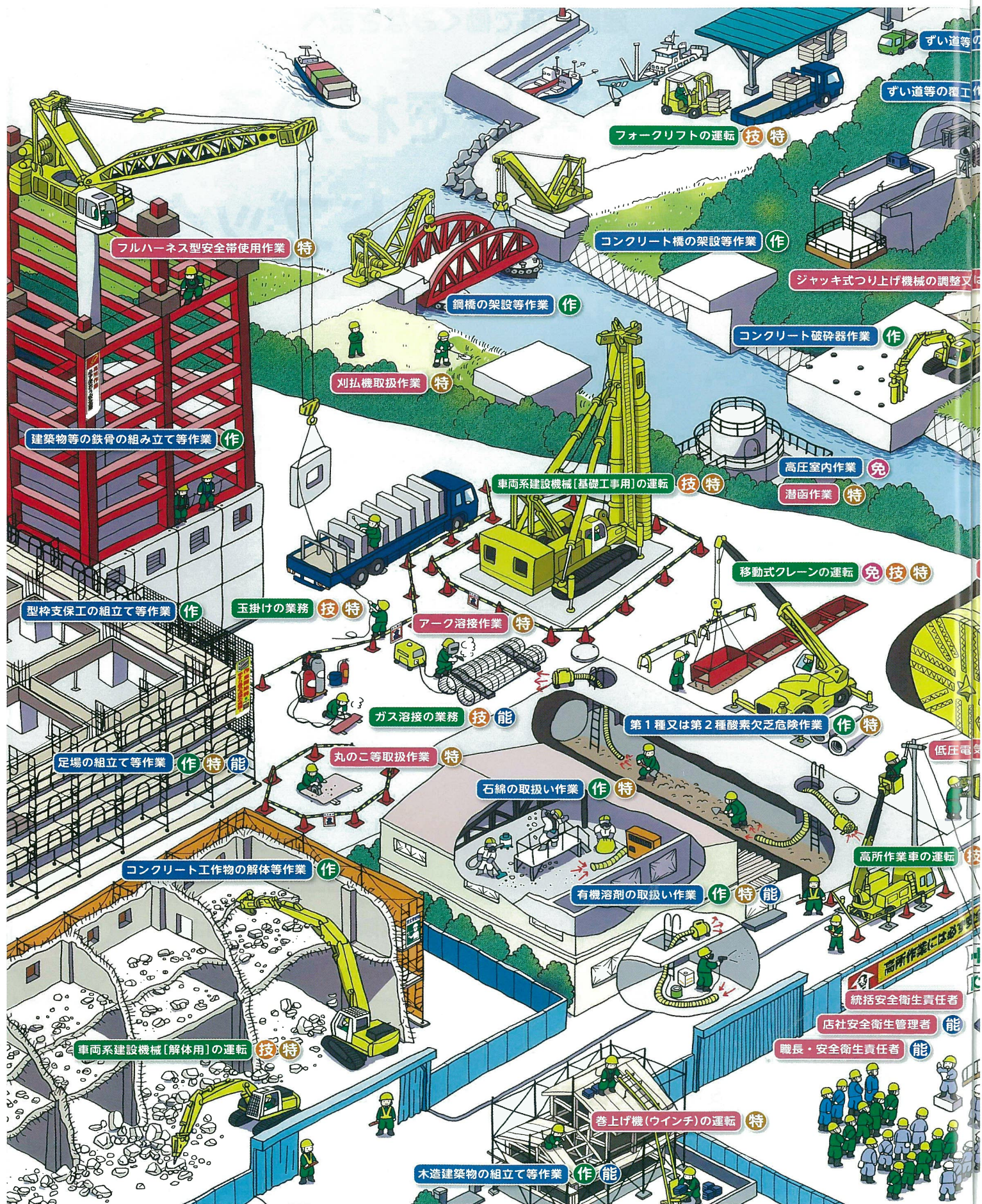




I 作業主任者を必要とする作業の関係

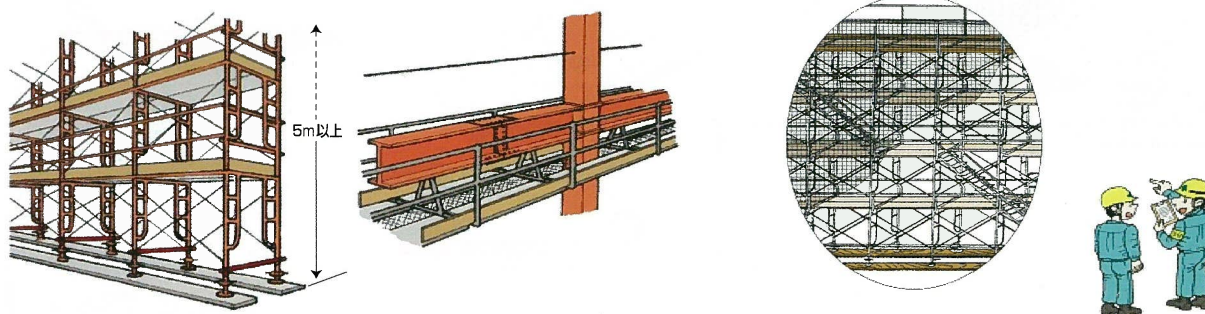
1. 足場の組立て等作業

作 (安衛則第565条)

特 (安衛則第36条39号)

作 : つり足場、張出し足場又は高さが5 m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

特 : 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務 (地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)



技能講習 (学科13時間)

受講資格 : ①足場の組立て、解体又は変更の作業に3年以上従事した経験を有する者

②大学、高等学校等において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更の作業に従事した経験を有する者

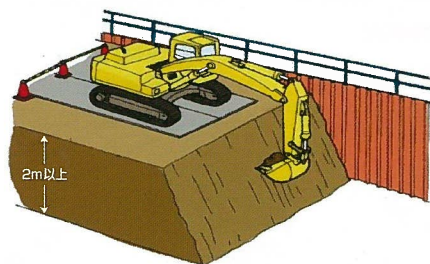
③その他

特別教育 (学科6時間)

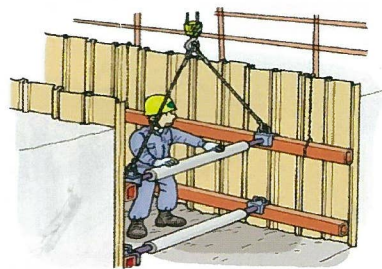
2. 地山の掘削及び土止め支保工の組立て等作業

作 (安衛則第359条、安衛則第374条)

掘削面の高さが2 m以上の地山の作業



土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取り付け又は取りはずしの作業



技能講習 (学科17時間)

受講資格 : ①地山の掘削作業又は土止め支保工の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者

②大学、高等学校等において土木、建築又は農業土木を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の組立て等の作業に従事した経験を有する者

③その他

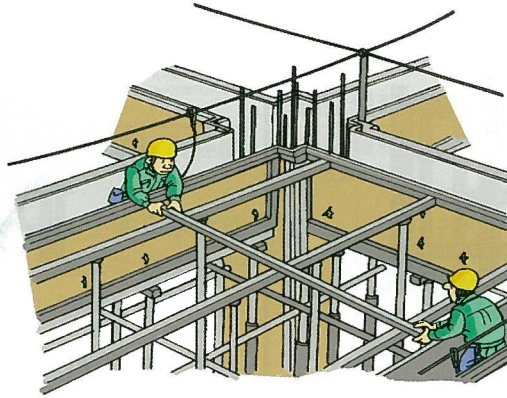
作業主任者の選任にあたっては、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」修了者の中から、作業に応じて「地山の掘削作業主任者」又は「土止め支保工作業主任者」を選任する。

安衛則 : 労働安全衛生規則

3. 型枠支保工の組立て等作業

作(安衛則第246条)

型枠支保工の組立て又は解体の作業



技能講習 (学科13時間)

受講資格：①型枠支保工の組立て又は解体の作業に3年以上従事した経験を有する者

②大学、高等学校等において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体の作業に従事した経験を有する者

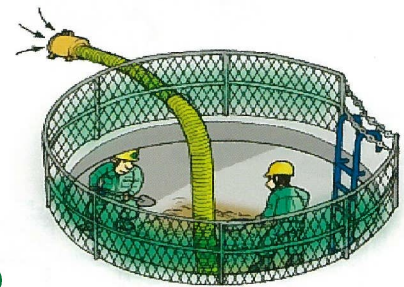
③その他

4. 第1種又は第2種酸素欠乏危険作業

作(酸欠則第11条)

特(安衛則第36条26号、酸欠則第12条)

第1種、又は第2種酸素欠乏危険場所での作業



技能講習

受講資格：なし (酸素欠乏危険作業主任者技能講習 学科9時間 実技3時間)

：なし (酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 学科11時間30分 実技4時間)

特別教育

第1種酸素欠乏危険作業：別表第6に定める場所における作業で、第2種酸素欠乏危険作業以外の作業

(学科4時間) (酸欠則第2条第7号)

第2種酸素欠乏危険作業：酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働

(学科5時間30分) 大臣が定める場所での作業 (酸欠則第2条第8号)

第1種酸素欠乏危険作業については「酸素欠乏危険作業主任者技能講習」又は「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」修了者の中から、

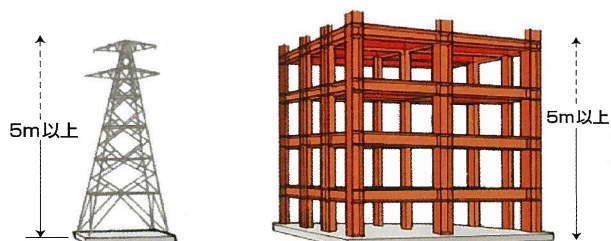
第2種酸素欠乏危険作業については、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」修了者の中から「酸素欠乏危険作業主任者」を選任する。

酸欠則：酸素欠乏症等防止規則

5. 建築物等の鉄骨の組立て等作業

作 (安衛則第517条の4)

建築物の骨組み等で金属製の部材により構成されるもの（高さが5 m以上）の組立て、解体又は変更の作業



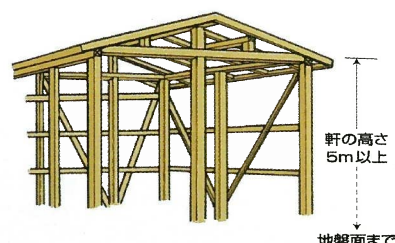
技能講習 (学科11時間)

- 受講資格：①建築物等の鉄骨の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- ③その他

6. 木造建築物の組立て等作業

作 (安衛則第517条の12)

軒の高さが5 m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付け作業



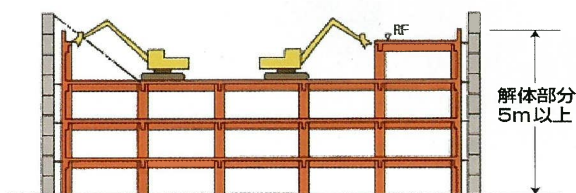
技能講習 (学科13時間)

- 受講資格：①木造建築物の構造部材の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上木造建築物の構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- ③その他

7. コンクリート造の工作物の解体等作業

作 (安衛則第517条の17)

高さが5 m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業



技能講習 (学科13時間)

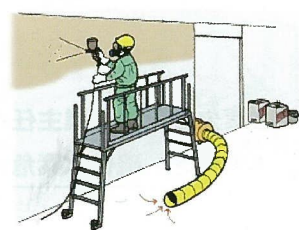
- 受講資格：①コンクリート工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上コンクリート工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者
- ③その他

8. 有機溶剤の取扱い作業

作 (有機則第19条)

特 (昭和59年6月29日付け基発第337号)

屋内作業場やタンクの内部などで、有機溶剤を取扱う作業



技能講習 (学科12時間)

受講資格：なし

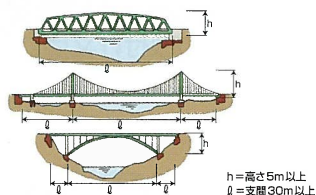
特別教育に準じた教育 (学科4時間30分)

有機則：有機溶剤中毒予防規則

9. 鋼橋の架設等作業

作 (安衛則第517条の8)

上部構造の高さが5m以上又は支間が30m以上の鋼橋の架設、解体又は変更の作業



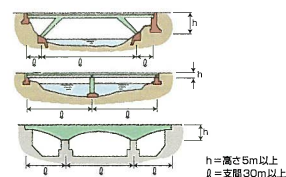
技能講習 (学科11時間)

- 受講資格：①鋼橋架設等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上鋼橋架設等の作業に従事した経験を有する者
- ③その他

10. コンクリート橋の架設等作業

作 (安衛則第517条の22)

上部構造の高さが5m以上又は支間が30m以上のコンクリート橋の架設又は変更の作業



技能講習 (学科11時間)

- 受講資格：①コンクリート橋架設の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上コンクリート橋架設等の作業に従事したを有する者
- ③その他

11. 石綿の取扱い作業

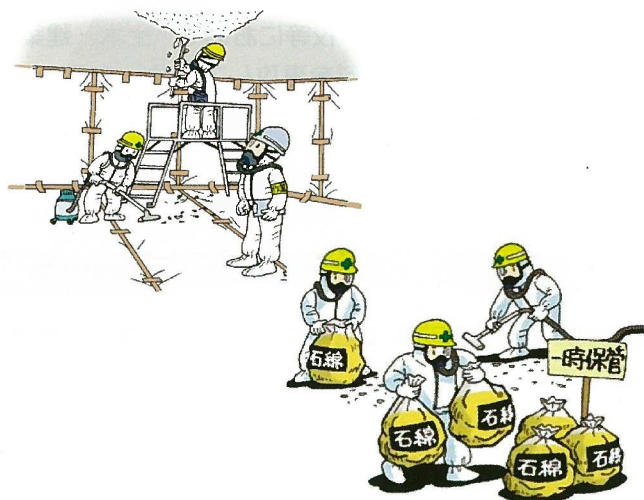
作 (石綿則第19条)

特 (安衛則第36条37号、石綿則第27条)

石綿の取扱い作業及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業

技能講習 受講資格：なし (学科10時間)

特別教育 (学科4時間30分)



12. 石綿含有建材調査者 (調査者講習)

(石綿則第3条、第3条4項)

建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）について、工事対象となる全ての部材について石綿が含んでいるかを事前に設計図書などの文書と目視で調査（事前調査）記録を行う作業。

○一般建築物石綿含有建材調査者（全ての建築物の全ての材料。） **学科11時間**

- 受講資格：①石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ②建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等

○一戸建て等石綿含有建材調査（一戸建て住宅等に係る全ての材料。） **学科7時間**

- 受講資格：①石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ②建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等



石綿則：石綿障害予防規則

13. ずい道等の掘削作業

作 (安衛則第383条の2) **特** (安衛則第36条30号)

ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付け作業

技能講習 (学科13時間)

受講資格：①ずい道等の掘削等の作業に3年以上従事した経験を有する者

- ②大学、高等学校等において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有する者



特別教育 (学科7時間)

ずい道等の掘削作業又はこれに伴うずり積み、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の業務

14. ずい道等の覆工作業

作 (安衛則第383条の4) **特** (安衛則第36条30号)

ずい道等の型枠支保工の組立て、移動、解体、コンクリート打設等の作業

技能講習 (学科13時間)

受講資格：①ずい道等の覆工の作業に3年以上従事した経験を有する者

- ②大学、高等学校等において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上ずい道の覆工の作業に従事した経験を有する者

③その他



建設業労働災害防止協会岩手県支部では、資格取得後一定期間経過した方の再教育（能力向上教育等）なども行っております。概ね5年以上経過した方はぜひ受講して下さい。

○足場の組立て等作業主任者能力向上教育（安衛法第19条の2）

能力向上教育 (学科7時間)

受講対象者

足場の組立て等作業主任者技能講習終了後、作業主任者に選任されてから概ね5年以上経過した方。

○職長・安全衛生責任者能力向上教育（平成29年2月20日付け基発0220第4号）

能力向上教育 (学科5時間40分)

受講対象者

職長、安全衛生責任者の職務に従事することになった後、概ね5年以上経過した方。

○車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転従事者安全衛生教育（安衛法第60条の2）

安全衛生教育 (学科6時間)

受講対象者

車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能講習修了を受けてから概ね5年以上経過した方。

車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）特別教育修了を受けてから概ね5年以上経過した方。



II 運転技能講習修了を必要とする作業の関係

1. 車両系建設機械（解体用）の運転

技（安衛則第41条）

特（安衛則第36条9号）

技能講習（学科13時間、実技25時間）

特別教育（学科7時間、実技7時間以上）

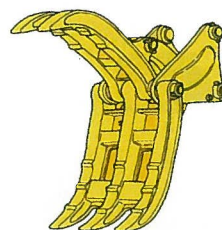
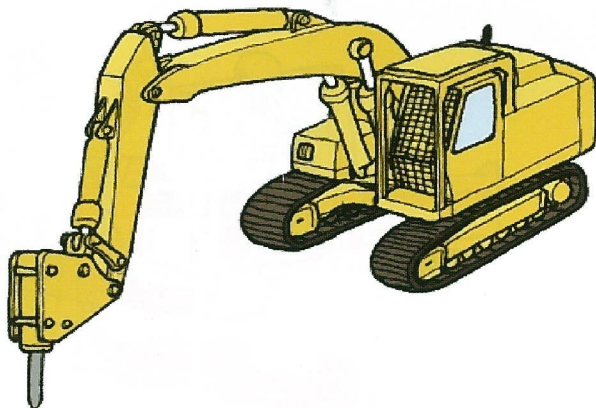
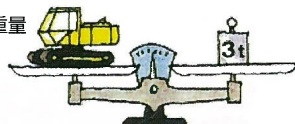
これらのアタッチメントを装着した場合は、車両系建設機械（解体用）となる

機体重量

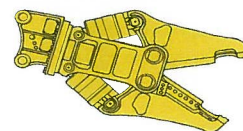
3t以上 技能講習修了者

3t未満 特別教育修了者

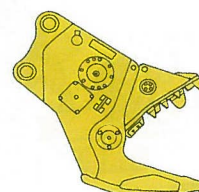
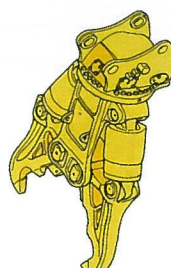
機体重量



つかみ具



鉄骨切断機



コンクリート圧碎機（大割） コンクリート圧碎機（小割）

2. 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の運転

技（安衛則第41条）

特（安衛則第36条9号）

技能講習（学科13時間、実技25時間）

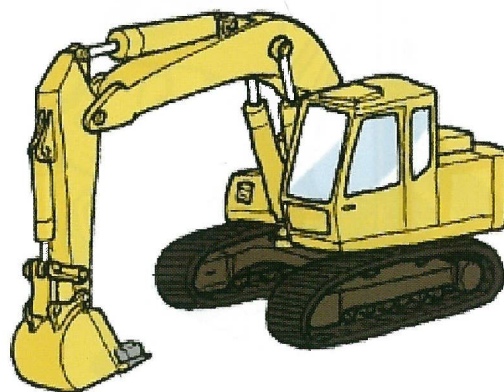
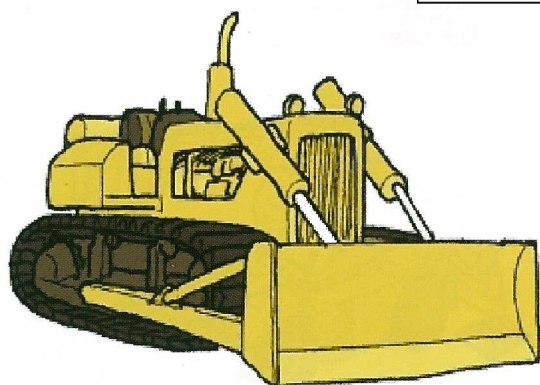
特別教育（学科7時間、実技6時間以上）

機体重量

3t以上 技能講習修了者

3t未満 特別教育修了者

ブル・ドーザー	モーター・グレーダー	トラクター・ショベル
ずり積機	スクレーパー	スクレープ・ドーザー
パワー・ショベル	ドラグ・ショベル	ドラグ・ライン
クラムシェル	バケット掘削機	トレンチャー

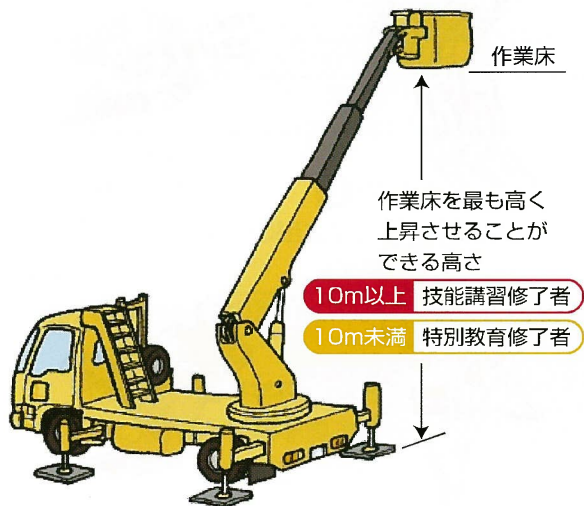


3. 高所作業車の運転

技 (安衛則第41条) **特** (安衛則第36条10号の5)

技能講習 (学科11時間、実技6時間)

特別教育 (学科6時間、実技3時間以上)



4. 不整地運搬車の運転

技 (安衛則第41条) **特** (安衛則第36条5号の3)

技能講習 (学科11時間、実技24時間)

特別教育 (学科6時間、実技6時間以上)

最大積載量

1t以上 技能講習修了者

1t未満 特別教育修了者



5. 車両系建設機械 (基礎工事用) の運転

技 (安衛則第41条) **特** (安衛則第36条9号)

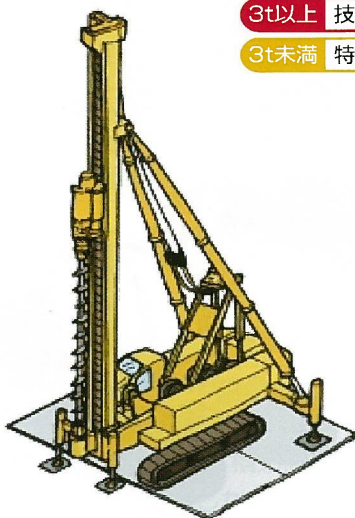
技能講習 (学科14時間、実技25時間)

特別教育 (学科7時間、実技6時間以上)

機体重量

3t以上 技能講習修了者

3t未満 特別教育修了者



6. 移動式クレーンの運転

免 (ク則第68条) **技** (ク則第68条)

特 (安衛則第36条16号、ク則第67条)

免許試験

技能講習 (学科10時間、実技7時間)

特別教育 (学科9時間、実技4時間以上)

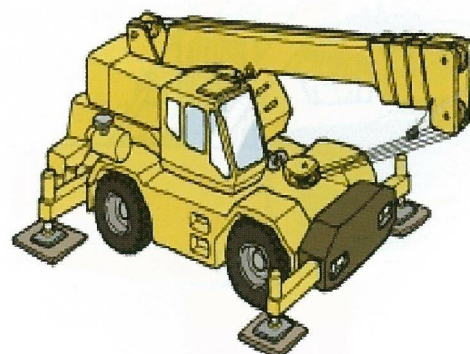
つり上げ荷重

5t以上 免許取得者

1t以上5t未満 技能講習修了者

1t未満 特別教育修了者

トラッククレーン
ホイールクレーン
クローラクレーン
鉄道クレーン
浮きクレーン



ク則：クレーン等安全規則

7. 玉掛けの業務

技(ク則第221条)

特(安衛則第36条19号、ク則第222号)

技能講習(学科12時間、実技7時間)

特別教育(学科5時間、実技4時間以上)



8. ガス溶接の業務

技(安衛則第41条)

技能講習(学科8時間、実技5時間)



ちょっと一息 Q&A

技能講習・特別教育等修了証の再交付・書替について

技能講習修了証をなくしてしまったり氏名に変更があった場合は、**技能講習を受けた登録教習機関**に問合せ、再交付の手続きを行ってください。また、当支部（建災防岩手県支部）で発行した複数の修了証は、一枚にまとめることが可能です。特別教育等修了証も一枚にまとめることが可能です。

※ただし、技能講習修了証と特別教育等修了証は、一枚にすることができません。

技能講習を受けた登録教習機関がわからない場合は、厚生労働省から指定された「技能講習修了証明書発行事務局」に問合せをしましょう。

(※再交付は技能講習修了証に限りです。)

〒108-0014

東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館4F

技能講習修了証明書発行事務局

電話 03-3452-3371、3372

電話受付：9：00～17：00

窓口受付：9：00～12：00、13：00～16：00

休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）



建災防マスコットキャラクターホビーくん

修了証は携帯して作業
しましょう！



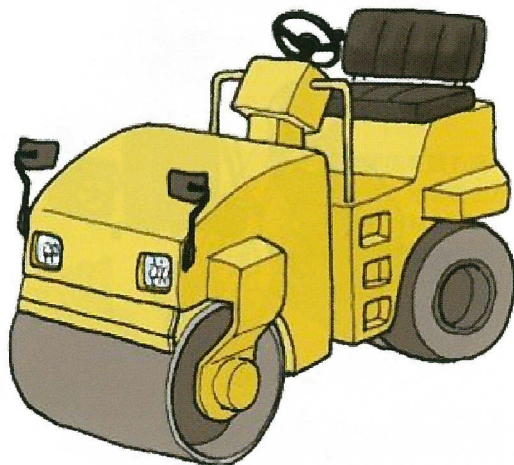
Ⅲ 特別教育等の修了が必要とする作業の関係

1. ローラー（車両系建設機械締固め用）の運転

特（安衛則第36条10号）

特別教育（学科6時間、実技4時間以上）

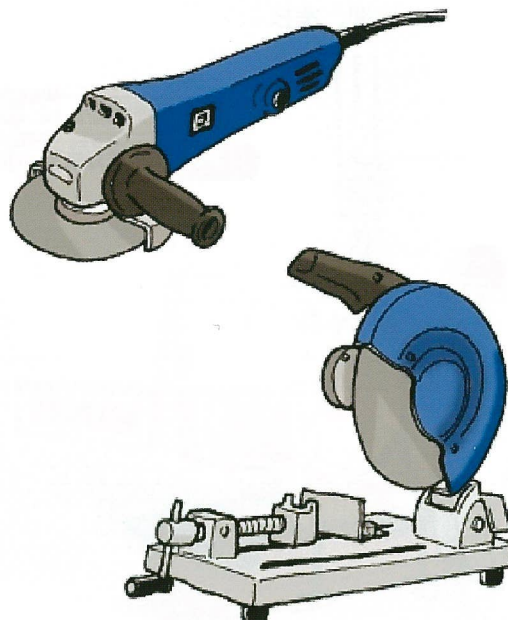
タイヤローラー	振動ローラー
ロードローラー	ハンドガイドローラー



2. 自由研削砥石(グラインダ)の取替え、試運転

特（安衛則第36条1号）

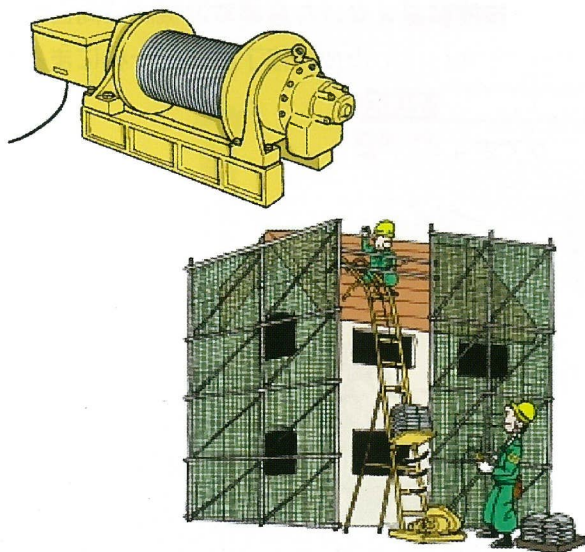
特別教育（学科4時間、実技2時間以上）



3. 巻上げ機（ウインチ）の運転

特（安衛則第36条11号）

特別教育（学科6時間、実技4時間以上）

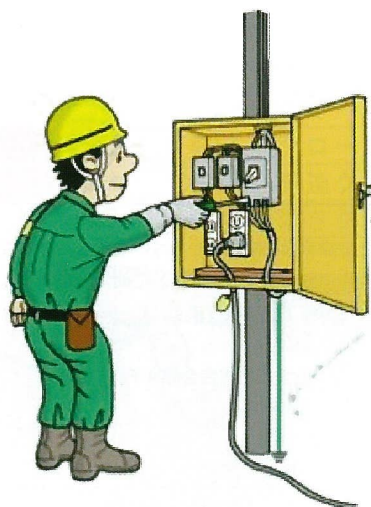


4. 低圧電気の取扱い業務

特（安衛則第36条4号）

特別教育（学科7時間、実技7時間以上）

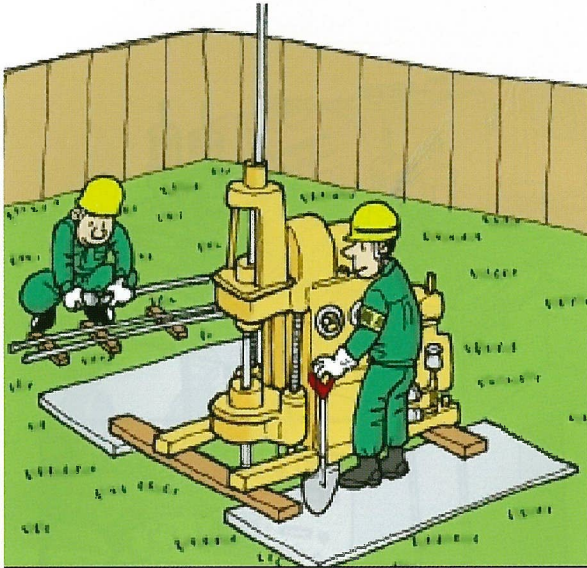
ただし、開閉器の操作のみを行う者は実技1時間以上



5. ボーリングマシンの運転

特 (安衛則第36条10号の3)

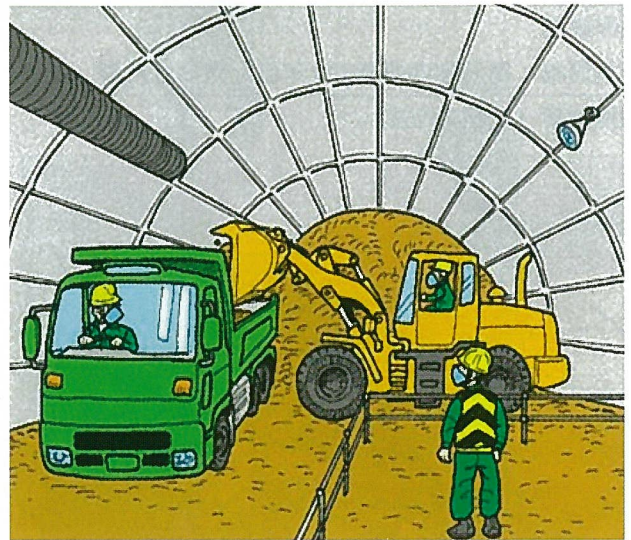
特別教育 (学科7時間、実技5時間以上)



6. 粉じん作業

特 (安衛則第36条29号、粉じん則第22条)

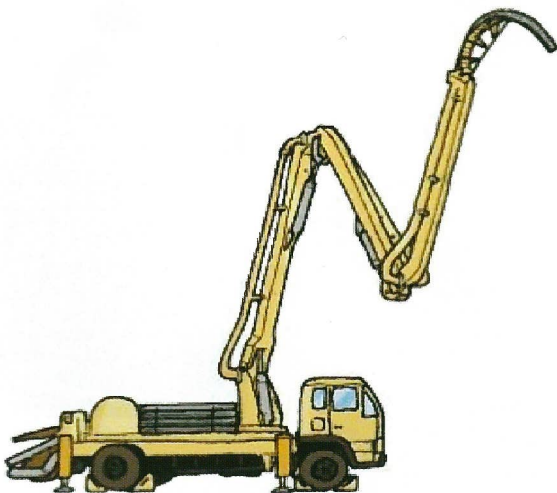
特別教育 (学科4時間30分)



7. コンクリートポンプ車の作業装置の操作

特 (安衛則第36条10号の2)

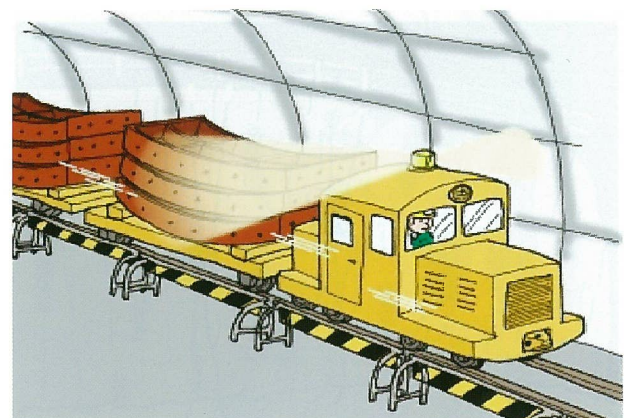
特別教育 (学科7時間、実技5時間以上)



8. 軌道装置の動力車の運転

特 (安衛則第36条13号)

特別教育 (学科6時間、実技4時間以上)



粉じん則：粉じん障害予防規則

9. 潜函作業（高圧室内作業）

作（高圧則第10条 **免**※）

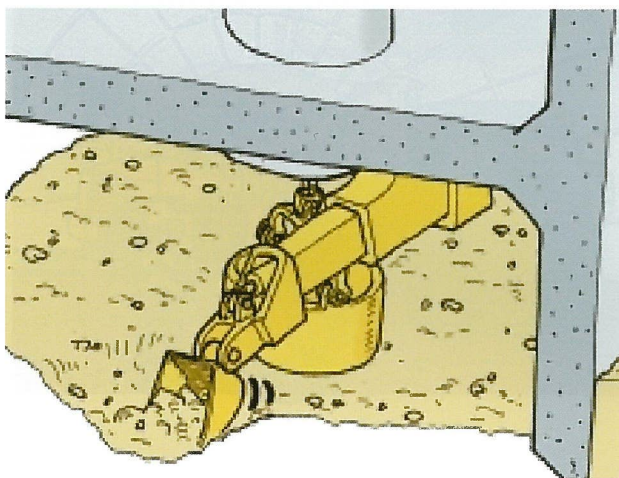
特（安衛則第36条24号の2、高圧則第11条6号）

※高圧室内作業主任者免許を受けた者のうちから、高圧室内作業主任者を選任する。

免許試験

受講資格：高圧室内業務に2年以上従事した者

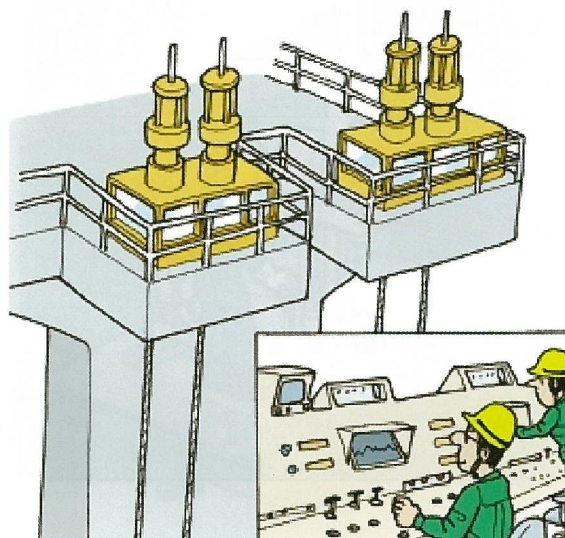
特別教育（学科7時間）



10. ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転

特（安衛則第36条10号の4）

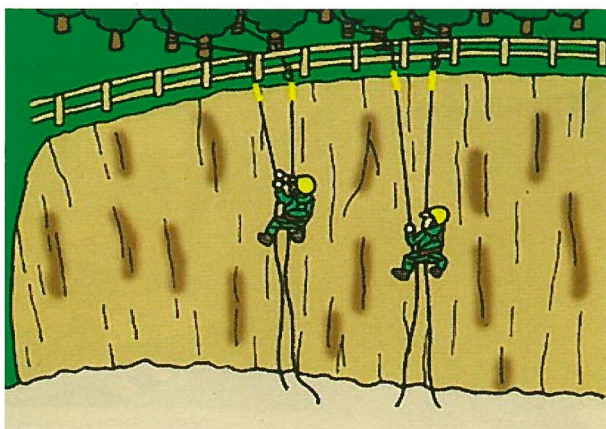
特別教育（学科6時間、実技4時間以上）



11. ロープ高所作業

特（安衛則第36条40号）

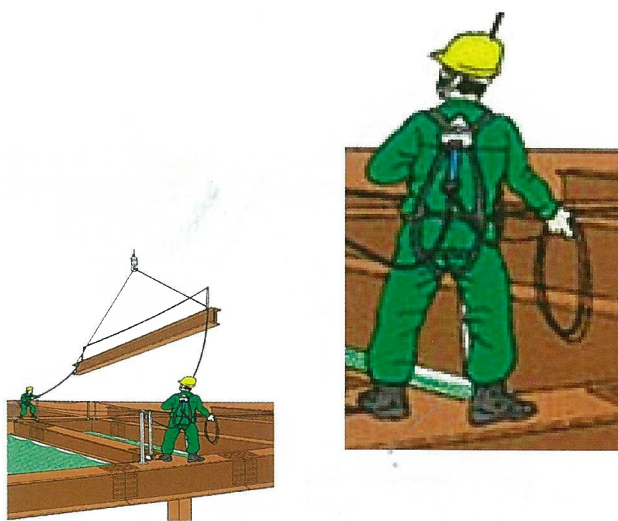
特別教育（学科4時間、実技3時間以上）



12. フルハーネス型安全帯使用作業

特（安衛則第36条41号）

特別教育（学科4時間30分、実技1時間30分以上）

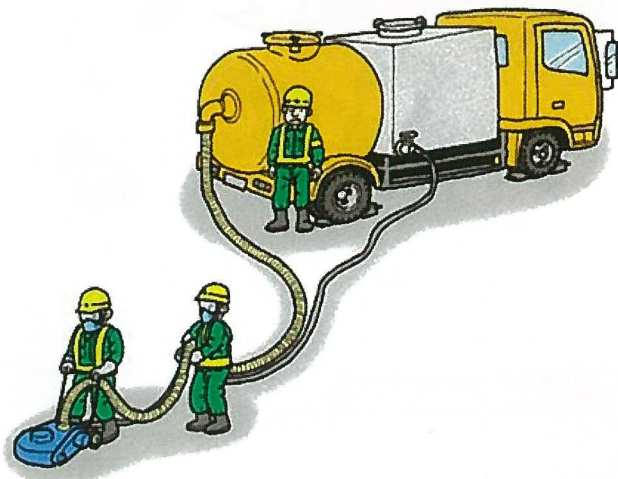


高圧則：高気圧作業安全衛生規則

13. 土壌等を除染するための業務

特(除染則第19条1項)

特別教育(学科4時間、実技1時間30分以上)



14. 振動工具の取扱い業務

特(昭和58年5月20日付け基発第258号)

特別教育に準じた教育

特別教育(学科4時間)

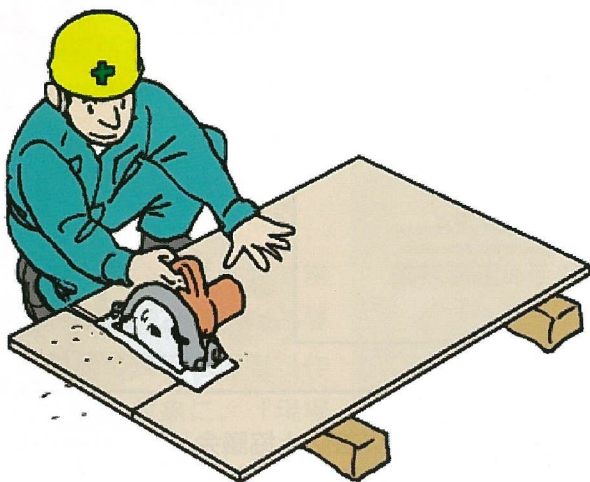


15. 携帯用丸のこ等取扱い作業

特(平成22年7月14日付け基安発0714第1号)

特別教育に準じた教育

特別教育(学科3時間30分、実技30分以上)



16. 刈払い機取扱い作業従事者

特(平成12年2月16日付け基発第66号)

特別教育に準じた教育

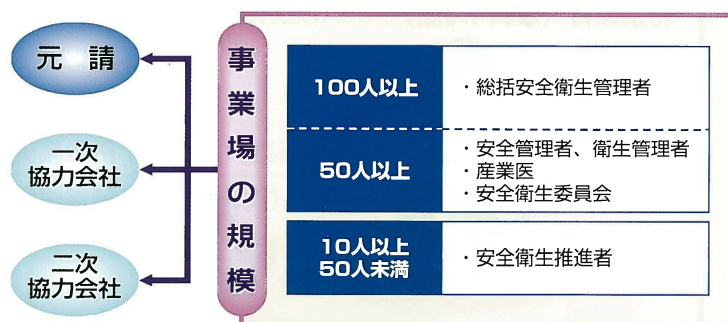
特別教育(学科5時間、実技1時間)



除染則：東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務に係る電離放射線障害防止規制

IV 建設工事現場における安全管理体制

工事現場における労働災害を防止するため、労働安全衛生法では、現場の規模、事業内容及びそれぞれの事業場の規模等に応じて、安全衛生管理を担当する者の選任を義務づけています。



リスクアセスメントで
「危険ゼロ」ヨシ！



労働安全衛生法に基づく工事現場の安全衛生管理体制（例）



1. 職長

(安衛法第60条)

職 務：作業方法の決定及び労働者の配置など

対象教育：職長・安全衛生責任者教育



2. 安全衛生責任者

(安衛法第16条)

職 務：統括安全衛生責任者との連絡など

対象教育：職長・安全衛生責任者教育

選任すべき対象事業場

- ・元請において、統括安全衛生責任者を選任すべき現場において仕事を行う関係請負人



3. 統括安全衛生責任者

(安衛法第15条)

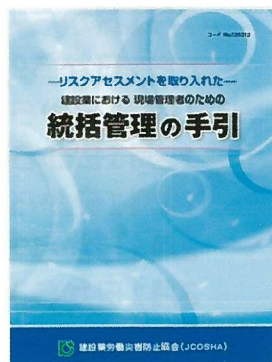
職 務：協議組織の設置、運営など特定元方事業者の講ずべき事項の統括管理

対象教育：統括安全衛生責任者講習

選任すべき対象現場

- ・同一の場所で、元請・協力業者を合わせて常時50人以上の労働者が混在する場所

建災防では、同一の場所で、元請・協力業者を合わせて常時50人未満の統括管理が必要な建設現場の現場管理者（作業所長等）を対象に、「現場管理者統括管理講習」を実施しています。



4. 安全管理者

(安衛法第11条)

職 務：施工計画などを策定し、リスクアセスメントの実施など安全に関する技術的事項の管理

選任時の教育：安全管理者選任時研修

選任すべき対象事業場

- ・常時50人以上の労働者を使用する事業場



5. 安全衛生推進者

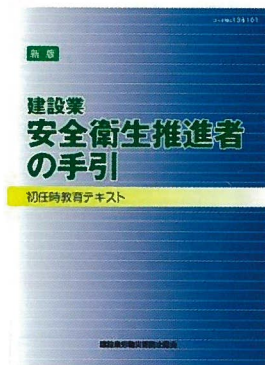
(安衛法第12条の2)

職務：危険又は健康障害を防止するための措置に関することなど

対象教育：安全衛生推進者能力向上教育

選任すべき対象事業場

- ・ 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場



6. 店社安全衛生管理者

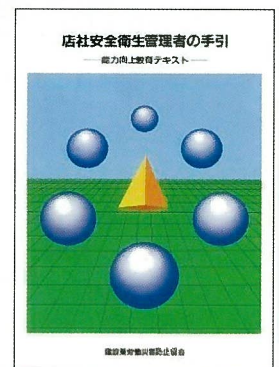
(安衛法第15条の3)

職務：建設現場の統括安全衛生管理を行う者に対する指導など

対象教育：店社安全衛生管理者能力向上教育

選任すべき対象事業場

- ・ 労働者数が常時20人以上50人未満の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事を行う事業場
- ・ 労働者数が常時20人以上30人未満のずい道等の建設の仕事、一定の場所での橋梁の建設工事を行う事業場
- ・ 圧気工法により作業を行う仕事、一定の場所での橋梁の建設工事を行う事業場



建災防が行う主な安全衛生運動、活動等行事予定

建災防では年4回の月間、週間等にあわせて、女性モデルを起用したポスターを作成し、建設業に従事する方々の安全衛生活動を応援します。

各種運動、活動に建災防のポスター、のぼりなどをご活用ください。

- ・ STOP! クールワークキャンペーン
- ・ STOP! 転倒災害プロジェクト重点取組期間
- ・ 全国安全週間
- ・ 墜落・転落災害撲滅キャンペーン
- ・ 全国労働衛生週間
- ・ 建設業年末年始労働災害防止強調月間
- ・ いわて年末年始無災害運動
- ・ STOP! 転倒災害プロジェクト重点取組期間
- ・ 建設業年度末労働災害防止強調月間

5月1日から9月30日
6月1日から6月30日
7月1日から7日
8月1日から9月10日
10月1日から7日
12月1日から翌年1月15日
12月1日から翌年1月31日
2月1日から2月28日
3月1日から3月31日

